

学 則

1 事業者の名称及び所在地	株式会社アメイジュ 〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢 38-3
2 研修事業の名称	湘南国際アカデミー全身性障害者ガイドヘルパー養成研修
3 研修課程	全身性障害者ガイドヘルパー養成研修課程
4 研修の目的	湘南国際アカデミー全身性障害者ガイドヘルパー養成研修は、肢体不自由等の障害がある方が、住み慣れた地域での暮らしを続けていけるよう支援ができる基本的な知識と技術を身につけた人材を育成し、今後の障害福祉業界を担う人材の確保に貢献することを目的とする。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	【研修責任者】仲川 一清 【研修コーディネーター】雲野 淳一 【研修担当部署】湘南国際アカデミー 教務部 【研修担当者】秋山 修 《事務所》神奈川県藤沢市藤沢 38-3 《電話番号》0466-54-7290 《メール》info@si-academy.jp
6 受講対象者(受講資格)及び定員	【受講対象者】 ○ 満 16 歳以上で、障害福祉の仕事への就業を希望している者 ○ すでに障害福祉又は高齢福祉の仕事に就業しており、自己研鑽を希望している者 ○ すでに介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講を終了している者、介護福祉士等国家資格を取得している者でスキルアップを希望している者 ○ 要介護者・要支援者の家族等 【受講定員】 20 名
7 募集方法（募集開始時期・受講決定方法を含む） 受講手続及び本人確認方法	【募集方法】 ① 開講日の概ね 2 ヶ月前より一般公募を行う。 ② 弊社ホームページ・タウン誌等に募集広告を掲載する。 【受講決定方法】 ① 受講希望者は、弊社へ連絡を入れる。弊社より、受講案内（学則含む）と申込書を送付する。 ② 受講希望者は、弊社指定の申込書に必要事項を記載し、郵送または FAX にて申し込みをする。また、インターネットの場合は、必要事項を入力して申し込み手続きを行う。（申込者多数により定員を超過した場合は、先着順とする） ③ 弊社より、受講希望者に申し込み確認および受講料支払の連絡を入れる。 ④ 受講希望者は、規定の期日内に受講料の支払いを行い、入金確認ができた時点で受講を認める。受講料の支払いが確認できず、弊社からの連絡が滞る場合は、キャンセル扱いとして受講を認めない。 【本人確認方法】 ○ 研修初日までに、公的証明書等の原本で確認する。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	【受講料】 ○ 免除なし総額 47,592 円（税込） （内訳） 受講料 45,000 円（税込）

	<p>テキスト代 2,592 円 (税込)</p> <p>○ 免除あり総額 38,592 円 (税込) (内訳) 受講料 36,000 円 (税込) テキスト代 2,592 円 (税込)</p> <p>○ キャンペーン等により、最大で 12,000 円程度の割引を行うことがある。</p> <p>【支払方法】</p> <p>○ 規定の期日までに現金での支払いあるいは、下記口座まで振り込むこと。 三井住友銀行 藤沢支店 支店番号：346 口座番号：7719517 (普通) 口座名義：株式会社アメイジュ</p> <p>○ 分割払いの場合は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免除なし (2 回払い) 25,092 円×1 回、22,500 円×1 回 (3 回払い) 17,592 円×1 回、15,000 円×2 回 ・免除あり (2 回払い) 20,592 円×1 回、18,000 円×1 回 (3 回払い) 14,592 円×1 回、12,000 円×2 回 <p>※ただし、割引の適用の場合はこの限りでない。</p>
9 研修カリキュラム	別紙「全身性障害者ガイドヘルパー養成研修カリキュラム表」のとおり
10 研修会場 (名称及び所在地)	<p>① 湘南国際アカデミー 藤沢校新館 (藤沢市藤沢 34-2 ライオンズプラザ藤沢 1 階 104 号)</p> <p>② 湘南国際アカデミー 藤沢校新館 2 階 (藤沢市藤沢 34-2 ライオンズプラザ藤沢 2 階 209 号)</p>
11 使用テキスト (副教材も含む)	ガイドヘルパー研修テキスト全身性障害編第 2 版【中央法規】
12 研修修了の認定方法	<p>○ 三日間のカリキュラムの全てを受講していること。(免除なしの者)</p> <p>○ 二日間のカリキュラムの全てを受講していること。(免除ありの者)</p> <p>○ 受講料の支払いが全て完了していること。</p>
13 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	<p>○ 理由の如何にかかわらず、5 分以上の遅刻・早退は欠席扱いとする。</p> <p>○ 研修の一部を欠席した者は、受講開始から 2 ヶ月以内(やむを得ない事情があると認められる場合は 4 ヶ月以内)の範囲内であれば同カリキュラムの同じ授業を振替補講することができる。</p> <p>○ 振替補講費用 3,240 円/1 日 (税込)</p>
14 科目免除の取り扱いとその手続き方法	<p>○すでに介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修・介護職員基礎研修・ヘルパー 1、2 級・居宅介護職員初任者研修等を修了している者、及び介護福祉士等を取得している者は以下の科目を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス概論 (2 時間) ・ホームヘルパーの職業倫理 (1 時間) ・障害者(児)福祉の制度とサービス (2 時間) ・障害者(児)の心理 (1 時間) ・介助に係わる車いす及び装具等の理解 (1 時間) ・移動介助の方法 車いすの移動介助 (1 時間) <p>○免除の可否については、本研修の申し込み時に修了証及び登録証の原本を確認し決定する。</p>

15 解約条件及び返金の有無	<p>【受講者からのキャンセル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話・電子メール等での連絡を必須とする（ただし、留守番電話へのメッセージ保存や電子メール送信だけの場合は、弊社に確認を取ることを）。 ○ テキストについては、汚損・書き込み等がなく未使用と認められるものであれば、返金する場合がある。 <p>【弊社からのキャンセル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講希望者が 8 名に満たなかった場合は、弊社が開講する他コースへの振り替えで対応する場合がある。 ○ 授業態度不良等により、弊社が何らかの被害を被った場合には、被害の大小にかかわらず被害総額を全額実費で当該受講者が負担するものとする。
16 受講者の個人情報の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講座の申し込みにあたり提出した個人情報は、弊社教育講座受講に関してのみ使用し、目的以外の利用、第三者へは提供しない。
17 修了証明書を亡失・棄損した場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修了証明書を亡失・棄損した場合、受講者本人の申請により再交付する。 ○ 再交付手数料：携帯用・証明書いずれも、1 通につき 1,350 円（税込）がかかる。
18 その他研修実施に係る留意事項	<p>【受講生の留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カリキュラムはすべて一人の力で遂行すること。 ○ 妊娠中の者は原則として母子保護法により受講できない。受講途中に妊娠した場合は、その時点で退校となる。 ○ 傷病を持っている場合や、何らかの理由で通院をしている場合は、事前に申し出ること。傷病が悪化する可能性のある方は、受講を中止してもらい場合がある。受講開始後に申し出があり、受講を中止する場合は、キャンセル料が発生するので注意すること。 <p>【天災等の取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関などに影響が出た場合の休校の連絡については、当日の朝 7:30 までに弊社ホームページに掲載する。 ○ 研修の継続が困難な場合は、延期または中止の措置を執る。中止の場合は他のコースへの振り替えをする。 <p>【退校処分を取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認められた場所以外での喫煙行為があった場合（携帯灰皿等を使用して、認められた場所以外での喫煙行為を含む）。 ○ 当校に所属している他の受講生及び卒業生並びに当校の講師、職員に対しての営業活動（求人活動や宗教活動等含む）や勧誘、斡旋行為があった場合（いかなる法人・組織・集団・団体・集まりに引き抜く行為及び紹介又は案内、仲介をする行為も含む）。 ○ 悪質な受講態度（受講中の私語、他受講生および弊社職員並びに講師等への嫌がらせと見られる言動等、社会人としてのモラルの欠如）や、学則を著しく違反し更正が見られない場合は退校処分となり、提携事業所からの内定についても取り消しとなる。 <p>※上記の禁止事項に該当した場合、即刻退校処分とし、受講生、学校、関係者、関係機関等に損害が生じた場合には、当該受講生が一切の責任を負うものとする。また、この場合の受講料等の返金は一切行わない。</p>

附則

この学則は平成 30 年 9 月 1 日より施行する。

この学則は平成 30 年 11 月 1 日より施行する。

この学則は平成 30 年 11 月 20 日より施行する。